

電話（口頭）記録用紙

日時	平成 20 年 3 月 25 日(火) 15 時		
表 題	熱海市伊豆山地内における開発計画について [REDACTED]		
訪問者	[REDACTED]	応対者	治山課 [REDACTED] [REDACTED]
供 覧	所長 部長 技監 治山課長 課員 [REDACTED]		
要 件	<p>用 件：</p> <p>① いままで当社 [REDACTED] が担当してきたが、事情により自分が担当することとなり今回初めて来ることになった。以前から下記の場所で、面積を測量したり植栽するなどの指導を農林事務所から受けているが、根拠を知りたい。当社では土採取の届出も伐採届けも熱海市に提出している。 [REDACTED] からの要請を受け盛土を行なったり、市の水道施設の管理道整備を行なった部分もあり、全部伐採したわけではないので当社の責任ではないのではないかと。</p> <p>② 立地調査した結果、自社の山林のほとんどが 5 条森林であることが判明したが、そもそも地主の承諾も無く指定して制限をかけることなどできるのか。</p> <p>③ 新規に林地開発許可申請する場合、許可権限はどこか。</p> <p>④ 上記場所に隣接する開発予定地について、自然保護室との協議を行なうためにレッドデータブックの貴重動植物の調査を行ったが、今回申請書に添付不要となったとの連絡を受けた。すでに相当の経費がかかっており、県に損害賠償請求を検討している。</p> <p>場 所：熱海市伊豆山字赤井谷地内</p>		
対 応	<p>以下のとおり回答。</p> <p>① 昨年熱海市からの連絡で現況を確認したところ、1ha を超える森林の形質変更で思われるため、昨年 5 月に中止や求積等の行政指導を行なっている。伐採しなくても形質変更しているので、責任の範囲として求積する。なお上部の平地の部分では改変が進んでおり、5 条森林が不明瞭な箇所については推測で区域設定するしかない。復旧に当たっては、植栽すること。必要であれば法面を階段に切って植えつける。</p> <p>② 現況森林の部分を 5 条森林としている。無秩序な大規模開発により、下流への土砂流出などの被害を防止するために森林法で規制されている。購入される前（2 年前）から指定されていたはずである。</p> <p>③ 県土地利用事業にかかるもの、5ha 以上の新規開発は県庁で許可する。森林審議会にはすべて諮問することとなる。まず無断開発地を復旧することが先決。</p> <p>提供資料：指導文書（H19.5.31 付け）写し、立地調査結果図面</p>		

